

定 款

イオン九州株式会社

イオン九州株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、**イオン九州株式会社**と称し、英文ではAEON KYUSHU CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品、食料品、家庭用雑貨、家庭用電気製品、家具製品、化粧品、室内装飾品、神仏具、建築金物、建材、木材、度量衡器、温水器、浴槽、トイレ器具、洗面器具の小売ならびに卸売および輸出入
2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき
3. 酒類の小売、卸売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
5. 自動車、自転車、ヨット、モーターボート、建設重機、農業重機およびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
6. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の記録媒体の製作、販売、輸出入および賃貸
7. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療機器、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
8. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
9. カタログによる通信販売業
10. 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
11. コンピュータシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
12. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
13. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
14. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営
15. 保育所および託児所等の経営
16. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営
17. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
18. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
19. 自動車運送取扱業、貨物運送取扱事業、港湾運送取扱事業および倉庫業
20. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
21. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
22. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
23. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
24. 経営コンサルタント業
25. 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務
26. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介ならびにクレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
27. 損害保険代理業および生命保険募集業
28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
29. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
30. 前各号に関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、70 百万株とする。

2. 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、基準日の翌日より 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長または代表取締役社長が招集し、議長となる。

- 2. 代表取締役会長および代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。ただし、代理人は当社の議決権を有する株主 1 名に限る。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 会社の取締役は、3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 当社を代表すべき取締役は取締役会の決議により選定する。

- 2. 取締役会は取締役会長、取締役社長各々 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

- 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

- 2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(顧問および相談役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第 25 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

- (監査役の員数)
- 第26条 当会社の監査役は、3名以上とする。
- (監査役の選任)
- 第27条 監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (監査役の任期)
- 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- (補欠監査役の予選の効力)
- 第29条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
- (常勤監査役)
- 第30条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。
- (監査役会の招集通知)
- 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
- (監査役会の決議)
- 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- (監査役会規則)
- 第33条 監査役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。
- (社外監査役の責任限定契約)
- 第34条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

- (事業年度および決算期)
- 第35条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。
- (剰余金の配当等の決定機関)
- 第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
- (剰余金配当の基準日)
- 第37条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月末日とする。未払の配当金には、利息を付さないものとする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
- (配当の除斥期間)
- 第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上

〈制 定〉1972年 6月 7日	〈改 正〉1999年 5月12日	〈改 正〉2009年 5月 8日
〈改 正〉1975年 4月18日	2001年10月 1日	2010年 5月 7日
1983年11月21日	2002年 5月10日	2012年 5月10日
1989年 9月21日	2002年 6月11日	2013年 5月21日
1994年 5月 9日	2003年 5月17日	2016年 5月24日
1996年 2月 6日	2003年 9月 1日	2020年 5月14日
1996年 4月26日	2004年 5月11日	2020年 9月 1日
1998年 5月 6日	2006年 5月 9日	2022年 5月17日

本定款は、当会社の現行定款であります。
2023年 3月1日

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司